

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則における留意事項(附属学校)

長崎大学における障害者差別解消等の推進に関する規則（平成28年規則第19号。以下「規則」という。）第7条第2項及び第8条第4項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（規則第7条関係）

規則第4条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しないものであっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

- (1) 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- (3) 障害があることを理由に授業参加を拒否すること。
- (4) 障害があることを理由に遠足、運動会、修学旅行等への参加を拒否すること。
- (5) 障害があることを理由に式典（入学式等）への出席を拒否すること。
- (6) 障害のある学生等の教育実習等への参加を拒否すること。
- (7) 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

第2 合理的配慮に関する例（規則第8条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第4条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例は、あくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること留意すること。

1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例

- (1) 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。

- (2) 教室等の既存の椅子や机を撤去し、車椅子用のスペースを確保すること。
- (3) 図書室やコンピュータ室、実験等の施設・設備を、他の児童生徒等と同様に利用できるように改善すること。
- (4) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- (5) 障害の特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童生徒等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- (6) 移動に困難のある児童生徒等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- (7) 疲労を感じやすい障害のある児童生徒等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- (8) 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある児童生徒等に対し、災害時に教員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- (9) 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らす等、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

## 2 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

- (1) 授業や実習、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- (2) ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童生徒等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- (3) 教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、児童生徒等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- (4) 聞き取りに困難のある児童生徒等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- (5) 知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- (6) 言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害のある児童生徒等に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすること等により意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- (7) 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- (8) 事務手続きの際に、教職員等が必要書類の代筆を行うこと。

- (9) 障害のある児童生徒等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- (10) 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- (11) 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- (12) 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- (13) 入学試験や定期試験等、又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

### 3 ルール・慣行の柔軟な変更の例

- (1) 障害のある児童生徒等が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒等の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- (2) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害のある児童生徒等に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- (3) 入学試験や定期試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- (4) 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- (5) 外国語のリスニングが難しい児童生徒等について、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- (6) 目的の場所までの案内の際に、障害のある児童生徒等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害のある児童生徒等の希望を聞いたりすること。
- (7) 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。
- (8) 学校行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- (9) 職場体験実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- (10) 障害のある児童生徒等が参加している実験等において、特別に複数の教員等を配置すること。
- (11) ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- (12) 授業中、ノートを取ることが難しい児童生徒等に、板書を写真撮影することを認めること。
- (13) 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、複数の職員等を配置して作業の補助を行うこと。
- (14) 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離

- を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- (15) 感覚過敏等がある児童生徒等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
  - (16) 体調が悪くなる等して、宿題等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
  - (17) 教室内で、教員や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
  - (18) 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあること等を含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
  - (19) 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりする等、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
  - (20) 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
  - (21) 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置として宿題を課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
  - (22) 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動等においてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
  - (23) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行うこと。
  - (24) 治療等で学習空白が生じる児童生徒等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
  - (25) 円滑な学習や授業の運営を促進するため、当該児童生徒等の同意の下、当該児童生徒等の特性や障害の状況について同じグループやクラスの児童生徒等と共有すること。
  - (26) 突然に指名されて対応が困難な場合、前もって指名することについて当該児童生徒等に伝える等して、柔軟に対応すること。